

## 兵庫県マスコット「はばタン」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県マスコット「はばタン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (利用申込の提出)

第2条 着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめはばタン着ぐるみ貸出申込書を、別表に記載する着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

### (利用の承諾)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を承諾するものとする。

- (1) 兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき（ただし、管理者が特に認める場合を除く）。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの利用について不相当と認めたとき。

### (利用料)

第4条 利用料については、1体当たり5日以内で2,000円とする。

2 5日を超えて着ぐるみを利用する場合は、1日につき500円を追加して徴収する

3 ただし、次の場合は無償とする。

- (1) 県機関が行う啓発活動、県主催（共催）事業で利用するとき
- (2) その他、公益上の観点から管理者が無償とすることが適当であると認めるとき

### (利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

- (2) 申込書の記載どおりに利用すること。
- (3) 利用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で利用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って利用すること。

(利用の承諾の取消し)

第6条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用の承諾を取り消すとともに、その利用者への貸与は行わない。この場合、利用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第8条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

平成19年5月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成23年6月10日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成26年7月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

別表（第2条関係）

着ぐるみ管理者	所在地
兵庫県 広報戦略課長	神戸市
兵庫県 神戸県民センター長	神戸市
兵庫県 阪神南県民センター長	尼崎市
兵庫県 阪神北県民局長	宝塚市
兵庫県 東播磨県民局長	加古川市
兵庫県 北播磨県民局長	加東市
兵庫県 中播磨県民センター長	姫路市
兵庫県 西播磨県民局長	上郡町
兵庫県 但馬県民局長	豊岡市
兵庫県 丹波県民局長	丹波市
兵庫県 淡路県民局長	洲本市